

Technical Line

最近施行されたカリフォルニア州気候開示法の詳細

目次:

概要	1
主な考慮事項(SB-253, SB-261 [改正])	2
Scopeに関する考慮事項	3
SB-253の保証要件	4
主な考慮事項 (AB-1305)	4
SECの気候関連開示提案との比較	5
適用時期	6
付録: SEC提案、欧州委員会の欧洲サステナビリティ報告基準(ESRS)、カリフォルニア州気候開示法SB-253、SB-261 [SB-219による改正] による気候関連の開示の主な違い	7

重要ポイント

- カリフォルニア州は、州内で事業を営み、特定の年間売上高のしきい値を満たす公開企業と非公開企業の両方に適用される2つの気候開示法を施行しました。これらの法律は2026年に最初の開示を要求します。
- カリフォルニア州で事業を営み、年間売上高が10億米ドルを超える企業は、温室効果ガス(GHG)プロトコルに従い、Scope 1、2、3の排出量を毎年開示し、それらの開示について保証を得ることが求められます。
- カリフォルニア州で事業を営み、年間売上高が5億米ドルを超える企業は、隔年で次の2つについて開示することが求められます。(1)気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づく開示(保証を得ていないScope 1、2の排出量を含む)、(2)識別した気候関連リスクを低減および適応するために採用した措置についての開示。
- また、カリフォルニア州は第三の気候開示法を施行しました。これは、ネットゼロ排出、カーボン・ニュートラル、重要な温室効果ガス排出削減を主張し、同州で事業を営む企業に対し、これらの主張に関する情報と、これらの主張を達成するための自主的なカーボンオフセットの購入と使用についての開示を求めるものです。

概要

2023年10月、カリフォルニア州のギャビン・ニューサム知事は、カリフォルニア州法の気候開示法案2つ¹に署名しました。これは、同州内で事業を営み、特定の年間売上高基準を満たす米国で設立された企業に対し、気候関連の開示を求めるもので、以下を含みます。

GHGプロトコル²に従ったScope 1、2、3の温室効果ガス(GHG)排出量と、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に従った開示。

これらの開示は、証券取引委員会(SEC)が2022年3月に要求したものと似ているものの、いくつか相違点があります。1つは、カリフォルニア州の要件が公開企業と非公開企業の両方に適用されるという事実です。同州は、広範囲に気候関連の開示を求めた米国最初の州です。

カリフォルニア州のSB-253(気候企業データ説明責任法)は、同州で事業を営み、年間売上高が10億米ドルを超える企業に適用されます。一方、SB-261(温室効果ガス:気候関連財務リスク法)は、同州で事業を営む年間売上高が5億米ドルを超える企業に適用されます。これらの法律は、米国以外の企業の米国子会社を含む何千もの企業に広く適用されると見込まれています。

ニューサム州知事は、カリフォルニア州のAB-1305(炭素市場開示法案)³に署名し、これをカリフォルニア州法にしました。これは、カリフォルニア州で事業を営み、ネットゼロ排出量の主張、カーボン・ニュートラルもしくはカーボン・ニュートラル製品の主張、大量のGHG削減を主張する企業に対し、それらに関する情報と、それらの主張を達成するための自主的なカーボンオフセットの購入や使用について開示することを義務付けています。

SB-219⁴は、SB-253とSB-261を次のように修正するもので、2024年9月に署名・法制化されました。

- 事業体は、SB-253が要求する情報を連結親会社レベルで報告することが許可されており、個別の子会社による報告は必要ありません。
- カリフォルニア州大気資源局(CARB)が実施規則を最終決定する期限が、2025年7月1日となり、6か月延長されました。法律の適用時期は変更されていません(以下の適用時期を参照)。
- 報告事業体は、Scope 1およびScope 2の排出量が開示されてから180日以内にScope 3排出量を開示するのではなく、2027年からCARBが指定するスケジュールによりScope 3排出量を開示することが義務付けられます。

本書は、改正された法律の現在の条文について解説します。

主な考慮事項(SB-253 および SB-261 [改正])

SB-253は、前会計年度に年間売上高が10億米ドル超であり、カリフォルニア州で事業を営む企業に対し、GHGプロトコルに従って、Scope 1、2、3のGHG排出量を毎年開示することを求めています。CARBは、2025年7月1日までにSB-253の要件を実施する規制を採択するように求められています。CARBは2033年(以降5年ごと)までに、GHGプロトコルの有効性を評価し、SB-253の目標をより効果的に達成する場合には、世界的に認められた代替基準を採用する可能性があります。

各企業は、自社のGHG排出量情報を、CARBもしくはCARBが指定する排出報告機関に提出しなければなりません。同機関は、排出量データを公的にアクセスすることができるデジタルプラットフォームを開発しています。

Scope 1、2、3の排出量についての報告期限はCARBによって決定されますが、Scope 3の排出量は、Scope 1、2の排出量が報告された後の日付で報告することが認められる可能性があります。ただし、CARBはScope 3の排出量報告の傾向に基づき、2029年にScope 3の排出量報告の当初決定された期限を更新し、実務上可能な限り、Scope 1、2の排出量報告の期限に近い時期に報告するように求める可能性があります。

当初および更新された報告期限を設定する際、CARBは、関係者からの意見、企業が排出データを受領するのにかかる時間、保証提供者が保証報告書を発行する能力を考慮します。

弊法人のコメント

報告期限がずれる可能性により、バリューチェーン内の企業のScope 1、2の情報を収集してScope 3排出量の計算に使用できるため、特定の企業のScope 3排出量報告の負担が軽減される可能性があります。

SB-253には、Scope 3排出量を報告することに対する罰則の免責条項が含まれています。

開示が合理的根拠に基づいて行われ、誠実に行われた場合には、Scope 3排出量の開示に関するいかなる虚偽表示に対しても、企業は罰則を科されません。

SB-261は、カリフォルニア州で事業を営む前会計年度の売上高が5億米ドル超の企業（SB-253の対象となる事業体を含む）に、(1) TCFD提言に従った気候関連情報、(2) TCFD提言の下で開示された気候関連リスクを低減し、適応するために採用した措置を、隔年でウェブサイトに開示することを義務付けています。

TCFD提言には、保証を受けていないScope 1、2の排出量を含む、気候関連のガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する開示が含まれています。

売上高のしきい値は、カリフォルニア州からの売上高だけでなく、企業の総売上高に基づきます。

保険会社は、全米保険監督官協会の気候リスク開示調査に従い、TCFD提言に基づく報告を行うことが既に義務付けられているため、SB-261の適用を免除されています。

企業がTCFD提言に基づく全ての開示を提供できない場合には、企業は可能な限り開示を行い、報告の差異と完全な開示を準備するために取る手順について詳細な説明を提供すべきとされています。

この救済措置は、TCFD提言に基づく気候関連リスクの低減と適応のために採用された措置の開示要求事項には適用されません。

親会社の報告書に含まれる子会社は、SB-253、SB-261[改正]のいずれにおいても、気候関連の財務リスク報告書を別途提出する必要はありません。

作業の重複を避けるため、企業は、他の報告要件（CSRD（企業サステナビリティ報告指令）、国際サステナビリティ基準審議会の基準、SEC規則など）に準拠するように準備された開示を使用して、2つの法律に基づく報告要件を満たすことができます。ただし、これらの開示が法律の要件を全て満たしている場合に限ります。

両法律とも、適用対象の企業に対して、法律の管理と施行のための資金提供としてCARBに年間手数料を支払うことを求めています。CARBは、新しい要件を実施する責任を負い、SB-253、SB-261の要件を満たすための提出の遅延、非提出、およびその他の不履行に対して罰則を科すことができますが、特定の年の罰金はSB-253で50万米ドル、SB-261で5万米ドルを超えることはできません。罰則を科す場合、CARBは、企業の過去と現在の法令遵守、当該企業が要件を遵守するために誠実な努力をしたか否か、およびそれらの努力をいつ行ったかを考慮しなければなりません。

Scopeに関する考慮事項

SB-253およびSB-261の適用対象に含まれる企業には、米国（またはコロンビア特別区）の全ての州法または米国議会の法令に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社、およびその他の企業が含まれます。この定義を満たす米国以外の企業の米国に所在する子会社も対象となります。

上記の売上高しきい値は、カリフォルニア州からの売上高だけでなく、企業の総売上高に適用され、前会計年度の売上高に基づきます。

これらの法律では、カリフォルニア州で「事業を営む」という用語を定義していません。しかし、SB-253の州上院分析⁵では、カリフォルニア州税法の「事業を営む」の定義を使用しています。カリフォルニア州フランチャイズ税務委員会は、(1)カリフォルニア州内で金銭的利益を目的とした取引に従事している場合、(2)カリフォルニア州内で設立されているか商業上の住所が登記されている場合、または(3)カリフォルニア州内での売上高、固定資産、または給与が毎年調整される特定の金額⁶を超えている場合に、企業が「事業を営んでいる」と見なされます。

SB-253の保証要件

SB-253は、報告の初年度(すなわち、2025年のデータに基づく2026年)を含め、Scope 1、2の排出量開示について、企業に対して限定的保証を毎年取得することを要求しています。

Scope 1、2の排出量開示に関する合理的保証は、2030年(2029年のデータに基づく)から求められるようになります。Scope 3の排出量開示についても、2030年(2029年のデータに基づく)から限定的保証が求められます。ただし、CARBは、Scope 3排出量開示に関する第三者保証要件の動向に基づいて、適用時期を変更する可能性があります。

保証提供者は、企業から独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告または証明に関して豊富な経験を有している必要があります。

CARBは、2025年7月1日までに保証要件に関する規制を確立する必要があります。

CARBは、排出量に関する分野の教育の動向と第三者保証提供者の資格の評価に基づいて、2029年に第三者保証提供者の資格を見直す必要があります。

企業は、保証報告書の写しおよび保証提供者の名称をCARB(該当する場合は指定排出量報告機関)に提出する必要があります。なお、SB-261には保証要件が含まれていません。

主な考慮事項 (AB-1305)

AB-1305は、カリフォルニア州で事業を営む企業(これは法律では定義されていませんが)に対して、(1)ネットゼロ排出量の主張、(2)カーボン・ニュートラルもしくはカーボン・ニュートラルな製品の主張、(3)カリフォルニア州における重大なGHG排出削減の主張を行う場合には、以下を開示する必要があります。

- ・ どのようにして当該主張が正確か、実際に達成されたと判断したか、またどのように当該目標に向けた暫定的な進捗状況が測定されているかに関する情報(例えば、企業のGHG排出量の検証、企業の科学的知見に基づく目標の識別、関連する検証、関連するセクターの方法論など)
- ・ 企業のデータおよび主張について独立した第三者による検証が行われているか

AB-1305はまた、これらの企業に対して、カリフォルニア州内で購入、使用される自主的なカーボンオフセットに関する以下の情報を開示することを要求しています。

- ・ オフセット、オフセット・レジストリ、プログラムを販売する企業の名前
- ・ プロジェクト識別番号
- ・ レジストリまたはプログラムにリストされているプロジェクト名
- ・ オフセットプロジェクトのタイプ(例: 炭素除去、排出回避量、両者の組み合わせ)
- ・ オフセットプロジェクトのサイトの場所
- ・ 排出削減、除去の便益を推定するために用いられるプロトコル
- ・ 主張およびデータが独立して検証されているか

AB-1305 はまた、カリフォルニア州内で自主的なカーボンオフセットをマーケティング、販売する企業に対して、以下を開示することを要求しています。

- カーボン・オフセット・プロジェクトに関する情報(例えば、排出削減または除去の便益を推定するために使用されるプロトコル、プロジェクトの場所、プロジェクトのスケジュール、プロジェクトが開始されたまたは開始される日付、プロジェクトの種類、プロジェクトが確立された基準を満たしているかどうか、プロジェクトが独立して検証されているかどうか、年間の排出削減量または除去量を含む)
- プロジェクトが完了していない場合、あるいは、予測される排出削減、除去便益を満たしていない場合の説明責任措置に関する詳細(例えば、これらの状況において企業がどのような行動をとるか)
- 発行したカーボン・オフセットの数、発行したカーボン・オフセットの数を独立して再現、検証するために必要なデータと計算方法

AB-1305に基づく開示は、毎年アップデートされることが求められます。

AB-1305に違反した場合の罰金は、企業のウェブサイトで情報が入手できない、あるいは不正確である日数ごとに2,500米ドルであり、違反ごとに50万米ドルを上限としています。

SECの気候関連開示提案との比較

気候関連開示を要求するSECの提案とSB-253、SB-261との間には多くの共通点がありますが、いくつかの重要な相違点もあります。

SB-253は、カリフォルニア州で事業を営み、特定の年間売上高のしきい値を満たす公開企業と非公開企業の両方に適用されますが、SEC提案はSEC登録企業にのみ適用されます。

SECの提案は、SB-253とは異なり、企業にGHGプロトコルの適用を認めていますが、その使用は必須ではありません。組織境界(バウンダリー)については、SB-253は排出量を計算するためにGHGプロトコルの使用を求めており、これにより企業は、経営支配力、財務支配力または出資比率連結アプローチのいずれかを選択適用することができます。SECのGHG排出量開示では、組織境界の開示が義務付けられます。組織境界が連結財務諸表に含まれる企業および事業と重要な差異が認められる場合には、その差異について簡潔な説明を行う必要があります。

SB-253は、企業がScope 3の排出量を開示するよう要求していますが、SEC提案は、そのような開示を要求していません。

SB-253とSEC提案はともに、Scope 1、2の排出量開示と、保証を取得することを企業に要求しています。

SB-253に基づく報告の初年度は限定的保証が必要となります。SEC規則に基づく段階的導入期間においては、早期提出会社および大規模早期提出会社に対して限定的保証が求められます。SEC規則では最終的に、大規模早期提出会社に対して合理的な保証を要求します。さらに、SB-253はScope 3の排出量開示に対して限定的保証を要求していますが、SEC提案では要求されません。なお、保証提供者の資格については、両者間で類似点があります。

SB-261は、企業にTCFDに準拠した報告書の提出を要求するのに対し、SEC提案は、TCFDの推奨事項に基づく開示を基礎とするなど、一定の差異があります。例えば、TCFD提言では企業に対し、事業戦略のレジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を用いることを要求していますが、SEC提案ではシナリオ分析の使用は要求されません。

適用時期

SB-253は、2025年度のデータに基づき、2026年のScope 1、2の排出量を、CARBが決定する日に報告することを企業に要求しています。2027年から企業は、Scope 3の排出量について、CARBが指定した日付(当初はScope1、2の排出量報告期限よりも遅くなる)までに報告する必要があります。

SB-261は、2026年1月1日までにTCFDに準拠した報告書をウェブサイトに掲載することを企業に義務付けています。企業はその後、その報告書を隔年で更新する必要があります。

AB-1305は2024年1月1日に発効しました。しかし、AB-1305のスポンサーは、カリフォルニア州議会の首席書記官に宛てた書簡で、発効日を2025年1月1日にする意図を明確にしました。スポンサーは、現在の立法会期で法律を改正しようとしたが、立法会期が終了する前に改正案は可決されませんでした。

影響を受ける全ての企業は、施行される規則に関するCARBの活動状況について継続して注視するべきといえます。

次のステップ

- 企業は、カリフォルニア州の開示法案の要件を満たすために、情報をどのように収集するか、また、新しいプロセス、システム、および統制を設定する必要があるかについて、検討を開始すべきです。
- 企業はまた、他の気候報告要件に準拠するように作成された報告書が当該法律要件を満たしているかどうかを検討すべきです。

脚注:

¹ 参考 (SB-253)

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253

(SB-261)

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB261

² Scope 1、2、3の排出量の定義は、GHGプロトコルに基づいています。Scope 1の排出量は、企業が所有または管理する排出源から直接生じるもので、Scope 2の排出量は、企業が購入した電力、熱または蒸気の生産から生じます。Scope 3の排出量は、企業が所有または管理していないが、企業のバリューチェーンに存在する排出源から生じるもので、

³ 参考 (AB-1305)

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240AB1305

⁴ 参考 (SB-219)

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB219

⁵ 参考 (SB-253の分析)

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240SB253#

⁶ 2022年売上:690,144米ドル、固定資産:69,015米ドル、給与:69,015米ドル。

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp

付録: SEC提案、欧州委員会の欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、カリフォルニア州気候開示法SB-253、SB-261 [SB-219による改正]による気候関連の開示の主な違い

SEC	EC	California
範囲 一 対象企業		
<ul style="list-style-type: none"> 次の企業に適用される: <ul style="list-style-type: none"> SEC登録企業(外国登録企業、小規模報告企業(SRCs)および新興成長企業(EGCs)を含む) 新規株式公開(IPO)により、初めて米国資本市場に参入する企業 資産担保発行者または多法域開示システム(MJDS)を使用するカナダの登録企業には適用されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 次の企業に適用される: <ul style="list-style-type: none"> 零細企業を除く、EU規制市場で証券(株式または特定の債務)を上場している企業 「大規模企業」のうち、次の3つの基準のうち少なくとも2つを当期を含む2会計年度連続で満たす企業:(1)純売上高が5,000万ユーロ超、(2)貸借対照表の合計が2,500万ユーロ超、(3)事業年度の年間平均従業員数250人超 法的形態に関係なく、保険会社および信用機関(零細企業を除く) これらの基準は、法人ベース(すなわち、個々のEU子会社ベース)と、EU企業の非EU子会社を含む連結ベースの両方で適用される必要がある。すなわち、EU企業は、当該EU企業が財務報告を連結レベルで作成義務を有しているか否かにかかわらず、EU子会社および非EU子会社を含む連結ベースで上記のしきい値を満たしているかどうかを評価する必要がある。 EU企業の子会社は、EU親会社が当該子会社を含め、ESRSに完全に準拠した連結報告を行う場合、子会社単独での報告が免除される。 EU域内に親会社を持たないEU子会社で、上記の各しきい値を満たす場合は、非EU親会社の、ESRSまたはECがEUの枠組みと同等とみなす基準のいずれかに完全に準拠したサステナビリティ・レポートに含まれていない限り、ESRSへの準拠が求められる。なお、2030年までは、非EU親会社は、財務報告目的で連結されていないEU子会社も含む、非EU親会社の全てのEU子会社を連結した連結サステナビリティ報告書を選択することができる。ただし、選択されるEU子会社は、過去5年の会計年度のうち少なくとも1度は、EU域内で最大の売上高を計上したEU子会社のうちの1つでなければならない。 大規模上場企業である子会社(すなわち、上記の最初の2つの基準を満たす企業)は独自に報告をする必要があり、免除規程を適用することはできない。 上記とは別に、EUでの純売上高が過去2会計年度連続で1億5,000万ユーロの純売上高があり、かつ、CSRDの適用対象(上記記載参照)となる少なくとも1つの子会社を有するEU域外企業、または、EUで4,000万ユーロを超える前期純売上高がある支店を有する場合、2028年以降で連結レベルでのサステナビリティレポートが要求される。これには、EFRAGが別個に開発するサステナビリティレポート報告基準、ESRSまたはEUの報告基準と同等と見なされる基準のいずれかに準拠する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> SB-253は、カリフォルニア州で事業を営み、年間売上高が10億米ドルを超える公開企業と非公開企業(非米国企業の子会社を含む)に適用される。 SB-261は、カリフォルニア州で事業を営み、年間売上高が5億米ドルを超える公開企業と非公開企業(非米国企業の子会社を含む)に適用される。 両法律とも「事業を営む」とは、企業が(1)カリフォルニア州内で金銭的利益を目的とした取引に従事している場合、(2)カリフォルニア州内で組織されているか商業的に所在している場合、または(3)カリフォルニア州内での売上高、固定資産、または給与が毎年調整される特定の金額を超えている場合、を意味する。

SEC	EC	California
範囲 – 開示の種類		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候関連の開示のみを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候関連、および、その他の環境問題、社会問題、ガバナンス問題を含むその他のESG問題を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候関連の開示のみを含む。
開示のしきい値とマテリアリティ		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に、米国最高裁判所のマテリアリティの定義に基づく開示のしきい値を適用。 ・ マテリアリティの定義は主に財務諸表利用者(投資家や債権者等)が判断する際の重要性を考慮する。 ・ 深刻な気象イベントやその他の自然条件に起因して、貸借対照表に計上された資本化費用や支出の合計額、および損益計算書に計上された費用と損失(回収を除く)の開示には、以下のしきい値が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主持分または赤字の絶対値の1% (500,000ドル未満を除く) ・ 税引前利益または損失の絶対値の1% (100,000ドル未満を除く) ・ 取締役会による気候関連リスクの監督に関連するものなど、重要性にかかわらず一定の開示が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ダブルマテリアリティ」の概念を採用しており、いわゆる「インパクト」の観点、「財務」の観点、またはその両方の組み合わせにおいて重要な場合、開示が重要であることを意味する。 ・ マテリアリティの定義は、影響を受ける利害関係者(従業員、顧客、ベンダー、コミュニティ等)およびサステナビリティレポートのその他の利用者(投資家、債権者等)の両方を考慮する。 ・ マテリアリティは ESRS 2 の開示要件とデータポイントを除く全ての開示要件のしきい値となる。 ・ 企業が気候変動が重要ではないと結論付けた場合には、その結論の詳細な説明を開示する必要がある。 ・ ESRSの特定のデータポイントは他のEU法でも要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マテリアリティのしきい値は含まれない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マテリアリティのしきい値は含まれないが、TCFD提言にはマテリアリティの概念が含まれており、それは企業の年次財務報告に含まれるその他の情報のマテリアリティの判断と整合する形で定義されている。
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – 開示のしきい値		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示が求められるのは、大規模早期提出会社および早期提出会社のみで、上記の一般的なマテリアリティのしきい値に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上述した一般的なマテリアリティのしきい値を超える場合に開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マテリアリティのしきい値は含まれない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TCFD提言は、マテリアリティに関係なくScope 1、2の排出量の開示を要求している。
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – GHGプロトコルの使用		
<ul style="list-style-type: none"> ・ GHGプロトコルを使用して排出量を計算することを要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHG排出量を計算するための具体的なガイドが含まれているが、企業はGHG排出量報告の情報を作成する際に、GHGプロトコルの原則、要求事項、ガイドラインを考慮することが要求される。 ・ 企業は、さらにISO 14064-1:2018を考慮することができる。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量を計算するためにGHGプロトコルの使用が要求される。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TCFD提言では、GHGプロトコルの使用が要求される。
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – 分解		
<ul style="list-style-type: none"> ・ Scope 1およびScope 2の重要な排出量について、各Scopeの合計と個別に重要な各Scopeの7つの温室効果ガスのそれぞれについて、CO2換算メートルトンでの開示が要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Scope 1とScope 2の総排出量をCO2換算メートルトンで個別に開示する必要がある。 ・ 7つの温室効果ガスのそれぞれ、または国別の排出量に分解して開示することができるが、分解は必須ではない。 ・ 排出権取引規制のもと、Scope 1 GHG排出量割合の開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHGプロトコルでは、Scope 1、2の排出量を、各Scopeの合計と、各Scopeの7つの温室効果ガスの両方にについてCO2換算メートルトンでの開示が要求される。また、7つの温室効果ガスのそれぞれについて、CO2換算メートルトンでの開示も要求される。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHGプロトコルでは、Scope 1、2の排出量を、各Scopeの合計と、各Scopeの7つの温室効果ガスの両方にについてCO2換算メートルトンでの開示が要求される。また、7つの温室効果ガスのそれぞれについて、CO2換算メートルトンでの開示も要求される。

SEC	EC	California
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – オフセット		
<ul style="list-style-type: none"> 購入または生成したオフセットの影響は除外され、区分して開示される。 オフセットが企業の開示された目標と目標を達成するための計画の重要な要素である場合、企業がGHG排出量を開示する必要がなかった場合でも、開示が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 購入または生成したオフセットの影響は除外され、区分して開示される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルは、企業に対して、購入または生成されたオフセットの影響を計算から除外し、区分して開示することを求める。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルは、企業に対して、購入または生成されたオフセットの影響を計算から除外し、区分して開示することを求める。
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – 原単位指標		
<ul style="list-style-type: none"> 原単位指標の開示は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ロケーション基準手法とマーケット基準手法の2つの方法により、純収益の通貨単位あたりの総排出量 (Scope 1、Scope 2およびScope 3を含む)の原単位指標の開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルは原単位指標の開示を要求していない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言とGHGプロトコルは、原単位指標の開示を要求していない。
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – Scope 2の手法		
<ul style="list-style-type: none"> 企業は、必要な計算手法の開示がなされている限り、選択したフレームワークと一致する任意の方法(ロケーション基準手法とマーケット基準手法を含む)を使用して、Scope 2のGHG排出量を開示することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ロケーション基準手法とマーケット基準手法の2つの方法によるScope 2排出量の開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルでは、ロケーション基準手法とマーケット基準手法の2つの方法によるScope 2排出量の開示が要求される。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルでは、ロケーション基準手法とマーケット基準手法の2つの方法によるScope 2排出量の開示が要求される。
Scope 1およびScope 2のGHG排出量 – 組織境界(バウンダリー)		
<ul style="list-style-type: none"> 使用した組織境界の開示が必要になる。 排出量の計算に使用される組織境界が、連結財務諸表に含まれる事業体および事業の範囲と大幅に異なる場合、合理的な投資家が理解できるように、差異の簡単な説明も必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 連結グループの排出量を開示するよう企業に要求する(すなわち、連結企業に対して財務支配力アプローチを適用する)。 企業が経営支配力を有する持分法投資先およびジョイントベンチャーのScope 1およびScope 2の排出量の開示が要求される(すなわち、非連結の事業体に経営支配力アプローチを適用する) Scope 1、Scope 2について次の開示が要求される:(1)連結事業体および(2)持分法投資、ジョイントベンチャーおよびその他の企業が経営を支配する非連結子会社 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルでは、企業が組織境界を設定するために、経営支配力、財務支配力または出資比率連結アプローチのいずれかを選択適用することを認めている。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルでは、企業が組織境界を設定するために、運用支配力、財務支配力または出資比率連結アプローチのいずれかを選択適用することを認めている。
Scope 3のGHG排出量 – 開示のしきい値		
<ul style="list-style-type: none"> Scope 3の排出量の開示は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 上述した一般的なマテリアリティのしきい値に適合するScope 3の重要なカテゴリーについて、Scope 3排出量の開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> Scope 3の排出量の開示が要求される。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言は、Scope 3の排出量の開示を要求していない。
Scope 3のGHG排出量 – 分解		
<ul style="list-style-type: none"> Scope 3の排出量の開示は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> Scope 3排出量について、CO2換算メートルトンの総排出量の開示が要求される。 Scope 3の重要なカテゴリーごとに分解した開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルでは、CO2換算メートルトンの総排出量の開示が要求される。 GHGプロトコルでは、Scope 3の重要なカテゴリーごとに分解した開示が要求される。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言は、Scope 3の排出量の開示を要求していない。

SEC	EC	California
Scope 3のGHG排出量 – 原単位指標		
<ul style="list-style-type: none"> Scope 3の排出量の開示は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、3つのScopeの総排出量の原単位指標のみを開示する必要がある。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> GHGプロトコルは、原単位指標の開示を要求していない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言は、Scope 3の排出量の開示を要求していない。
Scope 3のGHG排出量 – 責任		
<ul style="list-style-type: none"> Scope 3の排出量の開示は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> セーフハーバー基準はない。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示が合理的な根拠に基づいて行われ、誠実に行われた場合について、罰則に対するセーフハーバーが設けられている。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言は、Scope 3の排出量の開示を要求していない。
シナリオ分析		
<ul style="list-style-type: none"> SEC登録企業が気候関連リスクの影響を評価するために、シナリオ分析を用いることは要求されない。 (1) シナリオ分析を使用して気候関連リスクが自社の事業、経営成績、または財務状況に与える影響を評価し、(2) 分析結果に基づいて、気候関連リスクが重大な影響を与える可能性が合理的に高いと判断する登録企業に対して、使用した各シナリオと各シナリオで登録企業に予想される重大な影響に関する情報を開示することを要求する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対して気候関連シナリオ分析の使用を義務付けていないが、シナリオ分析をどのように使用しているかを開示することを企業に求めている。 移行リスクと機会を評価するために、パリ協定と整合したシナリオを少なくとも1つ用いているかどうか、また、どのように利用しているかを開示することを企業に求めている。 シナリオ分析の分析結果とその実施方法に関する定量的および定性的情報の開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析は不要。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言では、企業が気候関連シナリオ分析を用いて事業戦略のレジリエンスを評価することを要求している。 TCFD提言では、検討されたシナリオおよび関連する測定期間の開示が要求される。
財務諸表への気候関連の影響		
<ul style="list-style-type: none"> 深刻な気象イベントやその他の自然条件に起因して、貸借対照表に計上された資本化費用や支出、および損益計算書に計上された費用と損失が次の関連する基準を満たす場合には、SEC登録企業の監査済み財務諸表の注記における開示が要求される。 <ul style="list-style-type: none"> 資本化費用および支出の合計額(回収を除く)が、株主資本または赤字の絶対価値の1%以上(500,000ドル未満を除く) 発生した費用および損失の合計額が回収を除いて、税引前利益または損失の絶対値の1%以上(100,000ドル未満を除く) 上記の開示が必要な場合、深刻な気象イベントやその他の自然条件の結果である回収 カーボンオフセットまたはRECsが、開示された気候関連目標を達成するための登録企業の計画の重要な構成要素とみなされる場合、登録企業は以下を開示する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 会計年度における(1)カーボンオフセットとRECの費用、(2)カーボンオフセットとRECの資本化額、(3)資本化されたカーボンオフセットとRECの損失の合計額 会計年度における資本化されたカーボンオフセットとRECの期首残高と期末残高 カーボンオフセットとRECに関する登録企業の会計方針 登録企業に対して、深刻な気象イベントやその他の自然条件、および開示された気候関連の目標または移行計画が、財務諸表の作成に使用された見積もりと仮定に重大な影響を与えたかどうか、またどのように影響したかを開示することを要求する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業はマネジメントレポートにおいて、気候関連のリスクおよび機会が現在の経営成績、財政状態およびキャッシュフローにどのように影響を与えるか、および、翌年度の年次財務報告期間における資産と負債の帳簿価額に重要な調整が行われる重要なリスクおよび機会を開示する必要がある。 重要な気候関連のリスクおよび機会の影響により、企業の経営成績、財政状態およびキャッシュフローが、短期、中期、長期(それぞれ報告対象期間(通常は1年)、報告対象期間の末日から5年、5年以上と定義される)にわたってどのように変動すると予測しているかについて開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の財務諸表への影響の開示は要求されない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言では、気候関連の問題が経営成績および財政状態に及ぼす現在そして潜在的な影響を開示することを要求している。

SEC	EC	California
<ul style="list-style-type: none"> 登録企業に対し、監査済み財務諸表の外部で、気候関連のリスクや目標、ゴールがビジネス、経営成績、財政状態に重大な影響を与えたか、影響を及ぼす合理的な可能性があるかどうか、また、どのように影響を及ぼすかを、開示することを求めている。 登録企業に対し、重大なリスクを説明する際には、リスクが短期的(すなわち、次の12か月)に顕在化する可能性が合理的に高いかどうか、および長期的に(すなわち、次の12か月を超えて)顕在化する可能性が合理的に高いかについての説明が求められる。 		
開示場所		
<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書と証券登録届出書での開示が義務付けられている。 財務諸表の開示以外の開示場所は、主に各登録企業に任せられている。 監査済み財務諸表の外部での開示は、開示に関する統制と手続きの対象となるが、財務諸表への影響は、監査済み財務諸表の注記で開示され、財務報告に関する内部統制の対象となる。 		
<ul style="list-style-type: none"> EU企業のマネジメントレポートにおいて、必要なサステナビリティ情報の開示が必要。 ただし、EU子会社がEU域外の親会社のサステナビリティレポートに含まれることで、CSRDの報告要件を満たしている場合、EU子会社は、EU子会社のマネジメントレポートを参照したうえで、EU域外の親会社の連結サステナビリティレポート(連結マネジメントレポートではなく)に必要な開示を含めることができる。(例えば、SEC登録企業は、Form 10-Kにその情報を含める必要はない)。 電子レポート形式を使用してサステナビリティレポートをマークアップする必要がある。 監査済み財務諸表への情報は要求されていない。 		
保証要件		
<ul style="list-style-type: none"> 大規模早期提出会社については、Scope 1およびScope 2の排出量について限定的保証と、その後合理的な保証が段階的に必要になる。 早期提出会社については、重要なScope 1およびScope 2の排出量について限定的保証が段階的に必要になる。 非早期提出会社、SRCs、EGCsの排出量開示や保証は不要である。 財務諸表の開示は、すべてのSEC登録企業において監査される必要があり、開示に関する統制も、財務報告における内部統制の監査範囲に含まれる。 保証プロバイダーは、独立性を有し、GHG排出量の測定、分析、報告、または証明において豊富な経験を有することが求められる。 登録企業に対して、現在および特定の過去の保証プロバイダーに関する情報を開示するよう要求する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 限定的保証が必要であり、ECが実現可能性を検討した後、将来的に合理的保証に移行する予定である。保証の対象は次の通り: <ul style="list-style-type: none"> ESRSを含むCSRDへの準拠 ESRSに従って報告された情報を特定するために企業が実行するプロセス 電子報告形式を使用してサステナビリティレポートをマークアップする要件への準拠 CSRDの範囲内の全ての企業に適用されるEUタクソノミー第8条の報告要件の遵守(2028年から報告が義務付けられているEU域外の企業の連結報告を除く) 保証提供者は、財務諸表監査人、または、EU加盟国がCSRDを現地法に組み込む際に選択した場合は、EU加盟国によって認定された他の専門サービス会社または独立した保証サービス会社であることが要求される。 監査人およびその他の保証サービス会社は、該当する場合、2026年10月1日までに委任法を通じてECIによって発行されるサステナビリティ報告の保証基準を適用する必要がある。 		
業界固有の要件		
<ul style="list-style-type: none"> 業界固有の要求事項を含んでいない。 		
<ul style="list-style-type: none"> 第2弾のESRSには、最終的にセクター固有の要件が含まれるが、これらの要件はまだ草案の提案がなされていない。 		
SB-253:		
<ul style="list-style-type: none"> CARBまたはCARBによって指定される排出量報告組織への毎年の提出を義務付け、同組織は、公にアクセス可能なデジタルプラットフォームに提出書類を掲載する。 		
SB-261:		
<ul style="list-style-type: none"> 企業のWebサイトで2年ごとの開示が必要となる。 		
SB-253:		
<ul style="list-style-type: none"> Scope 1、2の排出量について、限定的な保証が2026年(開示初年度)から、合理的な保証が2030年から要求される。 2030年からScope 3の排出量について限定的な保証が要求されるが、CARBは日付を修正することができる。 保証提供者は、企業から独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告または証明に関して豊富な経験を有している必要がある。 企業は、保証報告書の写しと保証提供者の名称をCARB(適用される場合は、排出量報告機関)に提出する必要がある。 		
SB-261:		
<ul style="list-style-type: none"> 保証要件は含まれない。 		
SB-253:		
<ul style="list-style-type: none"> 業界固有の開示は要求されない。 		
SB-261:		
<ul style="list-style-type: none"> 業界固有の開示は要求されない。 		

SEC	EC	California
その他の報告要件		
<ul style="list-style-type: none"> SEC登録企業に重大な気候関連リスクの開示を求める。 気候関連の機会の開示には対応していないが、それを排除するものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が気候関連のリスクおよび機会の両方を開示することを要求している。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクおよび機会の開示は要求されない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言は、企業に気候関連のリスクおよび機会の両方を開示することを要求する。
<ul style="list-style-type: none"> SECの既存の規則が、役員報酬と気候関連リスクへの取り組みの進展との関係を開示するためのフレームワークを既に提供していると考えているため、気候関連への考慮事項に連動する役員報酬に関する定性的および定量的な情報を開示することを要求しない。 重大な気候関連移行リスクおよび物理的リスクの性質(例:移行リスクが規制、技術、市場、またはその他の移行関連要因に関連しているかどうか、物理的リスクの対象となる資産、プロセス、または運用の地理的な位置と性質)を理解するために必要な情報の開示が必要とされる。 エネルギー消費量の開示は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は気候関連の考慮事項に連動する役員報酬に関する定性的および定量的な開示が要求される。 次の資産または事業活動の金額およびバーセンテージの開示が要求される:(1)気候関連の移行リスクに対して脆弱なもの、(2)気候関連の物理的リスクに対して脆弱なもの 気候への影響が大きいセクターで事業を展開する企業のさらなる分解情報、気候への影響が大きいセクターにおける活動の原単位指標を含む発生源別のエネルギー消費量について、詳細な定量的情報の開示が要求される。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員報酬に関する情報開示は要求されない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員報酬に関する情報開示は要求されない。 <p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連リスクに対して脆弱な地域における事業活動または資産の開示は要求されない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連リスクに対して脆弱な地域における事業活動または資産の開示は要求されない。 <p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量の開示は要求されない。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量の開示は要求されない。
適用時期		
<ul style="list-style-type: none"> SEC規則案の適用時期は、SEC登録企業の提出状況(すなわち、大規模早期提出会社、早期提出会社(SRCとEGC以外)、非早期提出会社、SRCs、EGCs)と開示方法に基づいている。 大規模早期提出会社は、2025年に開始する会計年度(FYB)に最初の必要な開示を行う必要があり、その後、2026年度に重要なScope 1、2の排出量を開示する必要がある。また、2029年度には限定的保証が必要となり、2033年度には合理的保証が必要となる。 早期提出会社(SRCおよびEGCを除く)は、大規模早期提出会社(FYB2026)の1年後に最初の必要な開示を行う必要があり、2028年度までは重要なScope 1、2の排出量を開示する必要はない。また、2031年度には限定的保証が必要となる。 非早期提出会社、SRCs、EGCsは、2027年度に必要な開示を行う必要がある。なお、非早期提出会社、SRCs、EGCsは、GHG排出量の開示が免除される。 	<ul style="list-style-type: none"> CSRDおよびESRSは、その企業の規模によって次の通りに適用される。 <ul style="list-style-type: none"> 2024年度: 現在NFRDの対象である企業(すなわち、年間平均500人を超える従業員を雇用するパブリックインタレスト企業である大規模企業)および、その他の上場企業(例:株式や特定の債券をEU規制市場に上場しているEU域外企業)でNFRDのしきい値を超える企業 2025年度: 2024年度は報告対象外となつた大規模企業 2026年度: 上場中小企業(2年間オプトアウトし、サステナビリティ情報の開示を行わない理由を開示する企業を除く)、小規模で複雑でない金融機関、キャブティブ保険会社 2028年度: EU域外企業でCSRDの対象会社(例:上記の適用対象のセクションに記載されているしきい値を満たすEU子会社または支店を有するEU域外の親会社) 比較年度の開示が要求される。ただし、企業は比較情報の開示を1年延期することができる(つまり、適用初年度には比較情報を開示しないことができる)。 CSRDに基づく報告への移行を容易にするためのESRSの特定の開示要件(例: Scope 3排出量、特定のバリューチェーンの指標、財務影響の定量的な予測)は段階的に導入され、一部の段階的導入は企業の規模によって異なる。 	<p>SB-253:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年のデータに基づき、2026年にScope 1、2の排出量を報告し、その後毎年更新することが要求される。 2026年のデータに基づき、2027年にScope 3の排出量を報告し、その後毎年更新することが要求される。 <p>SB-261:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年1月1日までにTCFDに準拠した報告書をウェブサイトに掲載し、その後2年ごとに更新することが要求される。